

## 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

茅ヶ崎市松が丘一丁目及び今宿字萩原地内

(3) 変更する部分

茅ヶ崎市田蔵字下ヶ町及び字御屋敷、下町屋二丁目、下町屋三丁目、柳島二丁目、赤羽根字六箇、室田三丁目、松林二丁目、菱沼三丁目、小桜町、平和町、香川二丁目並びに香川七丁目地内